

# 新型コロナウイルス感染症対策を行う介護サービス事業所・施設 介護サービス事業所・施設に勤務する職員の皆さんへ

1

感染症対策を徹底した上で介護サービスを  
提供するために必要な経費を支援します

2

介護サービスの利用再開に向けた利用者への  
働きかけや環境整備などを支援します

3

職員の皆さんに慰労金を支給します

※事業の詳細はこちら

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00144.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00144.html)



1

## 感染症対策の支援

- 対象事業所：令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するため  
に必要なかかり増し経費が発生したすべての介護サービス事業所・施設など
- 支援対象経費：かかりまし経費  
(例) 感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染発生時対応・衛生用  
品保管などに使える多機能型簡易居室の設置、感染防止のため発生する追加的人件費、  
自転車・自動車の購入費用、ICT機器の購入費用 など
- 助成上限額：サービス類型毎に設定  
(例) 通所介護（通常規模型）89.2万円、訪問介護53.4万円、特養3.8万円×定員数

2

## 介護サービス再開に向けた支援

### 1. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成

- 対象事業所：令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開のための  
支援を行った在宅サービス事業所
- 助成額：1利用者あたり1,500円～6,000円

### 2 在宅サービス事業所における環境整備への助成

- 対象事業所：令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス  
事業所
- 支援対象経費：「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する  
以下のようなものの購入費用など  
(例) 長机、飛沫防止パネル、換気設備、自転車、ICT機器、内装改修費 など
- 助成上限額：20万円

3

## 職員の皆様への慰労金の支給

- 対象者：対象期間（令和2年3月17日～6月30日）に介護サービス事業所・施設に通算10日  
以上勤務し、利用者と接する職員
- 支援額：感染者が発生または濃厚接触者に対応した事業所に勤務し利用者と接する職員 20万円  
その他の事業所で勤務し利用者と接する職員 5万円  
(4頁目『Q&A』Q3も併せてご参照下さい)

## お問合せ先

厚生労働省老健局

新型コロナ緊急包括支援交付金（介護分）コールセンター  
電話番号03-5253-1111（内線3807、3907）

香川県健康福祉部長寿社会対策課

電話番号087-832-3886（施設G）  
087-832-3887（在宅G）

別添 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)

基準単価(単位:千円、1事業所又は1定員当たり)		(1)① 感染症対策を徹底した上で介護サービス提供支援事業		
助成対象		令和2年4月1日以降、感染症を対策を徹底した上で、介護サービス提供を行うために必要なかかり増し経費が発生した介護サービス事業所施設等(1~28)(※2)		
事業所・施設等の種別(※1)		全国計	上限額(千円)	
1 通所介護事業所	通常規模型 大規模型(Ⅰ) 大規模型(Ⅱ)	892 1,137 1,480	17,242,235 804,231	
2 地域密着型通所介護事業所(併設通所介護事業所を含む)		384	196,884	
3 訪問看護事業所		375	308,923	
4 訪問介護事業所	通常規模型 大規模型(Ⅰ) 大規模型(Ⅱ)	939 1,181 1,885	174,693 174,093 281,378	
5 訪問看護支援事業所		44	407,688	
6 通所ハビリテーション事業所		534	269,909	
7 通所ハビリテーション事業所		564	278,810	
8 短期入所		518	11 埼玉県 12 千葉県 13 東京都 14 神奈川県 15 滋賀県 16 富山県 17 石川県 18 福井県 19 山梨県 20 長野県 21 岐阜県 22 静岡県 23 愛知県 24 三重県 25 道賀県 26 京都府 27 大阪府 28 兵庫県 29 奈良県 30 和歌山県 31 鳥取県 32 島根県 33 岡山県 34 広島県 35 山口県 36 徳島県 37 香川県 38 愛媛県 39 高知県 40 香川県 41 佐賀県 42 長崎県 43 熊本県 44 大分県 45 宮崎県 46 鹿児島県 47 中純県	9,000
※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けている者であり、また、各介護サービスを含むが、介護サービス・介護予防サービスの両方を指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として扱う。		・介護予防・日常生活支援総合事業指定サービス・介護予防・介護マネジメントを実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防・介護マネジメントを実施する事業所は、1つの事業所として取扱う。		
・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所施設は、介護報酬上の規制区分であり、助成の申請時点で判断すること。		※2 利用者は職員に感染者が発生しているか否かは問わない。 ※3 ウィルス感染症拡大防止のための経費等であり、通常の介護サービスの提供時には想定されないものであれば、幅広く対象となる。		
※3 対象経費(※3)		(1)② i 今後に備えた都道府県における消毒液・マスク等の備蓄		
助成額		(1)② ii 緊急時の応援に係るコードネームの確保等		

二二ニ  
湘北

- ・事業所・施設ごとに、標準単価と対象経費の差支出額を比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円以下の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。
- ・また、1事業所・施設当たり上限額に達するまで助成することができる。
- ・事業所・施設に(1)①・(3)①・②の両方を助成することができる。

(1)② i 今後に備えた都道府県における消毒液・マスク等の備蓄	
全国計	上限額(千円)
各都道府県	9,000

ニニニモ注目

基準単価(単位:千円、1利用者又は1事業所又は1定員当たり)

基準単価(単位:千円、1利用者又は1定員当たり)		(3)①在宅サービス事業所における利用者への再開支援への助成事業 ス事業所(1~15、18~21)、居宅介護支援事業所(※2)		(3)②在宅サービス事業所における環境整備への助成事業 ス事業所(1~15、18~21)		
助成対象		合和2年4月1日以後、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った在宅サービ ス事業所(1~15、18~21)、居宅介護支援事業所(※2)		令和2年4月1日以後、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービ ス事業所(1~15、18~21)		
事業所・施設等の種別(※1)		事業所・施設等の種別(※1)		事業所・施設等の種別(※1)		
通所系	1 通常規型	(電話による確認の場合) 1.5 (訪問による確認の場合) 3	/利用者	/利用者	/事業所	
	2 通所介護事業所		大規模型(Ⅰ)	/利用者	/事業所	
	3		大規模型(Ⅱ)	/利用者	/事業所	
	4 健康管理型通所介護事業所(栄養通所介護事業所を含む)		通常規型	/利用者	/事業所	
	5 認知症対応型通所介護事業所		大規模型(Ⅰ)	/利用者	/事業所	
	6		大規模型(Ⅱ)	/利用者	/事業所	
	7 通所リハビリテーション事業所		通常規型	/利用者	/事業所	
	8		大規模型(Ⅰ)	/利用者	/事業所	
	9 短期入所生活介護事業所、短期入所様式介護事業所		大規模型(Ⅱ)	/利用者	/事業所	
短期入所系	10 訪問介護事業所		通常規型	/利用者	/事業所	
	11 訪問入浴介護事業所		通常規型	/利用者	/事業所	
	12 訪問看護事業所		通常規型	/利用者	/事業所	
	13 訪問リハビリテーション事業所		通常規型	/利用者	/事業所	
	14 定期巡回・随時訪問介護看護事業所		通常規型	/利用者	/事業所	
	15 複数対応型訪問介護事業所		通常規型	/利用者	/事業所	
	16 居宅介護支援事業所		電話による確認(※3) 訪問による確認(※3)	/利用者	/事業所	
	17		1.5(看護師等(※4)が協力した場合:4.5)(※5) 3(看護師等(※4)が協力した場合:6)(※5)	/利用者	/事業所	
	18 福祉用具貸与事業所		通常規型	/利用者	/事業所	
訪問系	19 居宅療養管理指導事業所		通常規型	/利用者	/事業所	
	20 小規模多機能型居宅介護事業所		通常規型	/利用者	/事業所	
	21 看護小規模多機能型居宅介護事業所		通常規型	/利用者	/事業所	
	22 介護老人福祉施設		通常規型	/利用者	/事業所	
	23 地域包括型介護老人福祉施設		通常規型	/利用者	/事業所	
	24 介護老人保健施設		通常規型	/利用者	/事業所	
	25 介護医療院		通常規型	/利用者	/事業所	
	26 介護療養型医療施設		通常規型	/利用者	/事業所	
	27 認知症対応型共同生活介護事業所		通常規型	/利用者	/事業所	
人所施設・ 居住系	28 施設老人ホーム、グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(世帯30人以上)		通常規型	/利用者	/事業所	
	29 施設老人ホーム、グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(世帯19人以下)		通常規型	/利用者	/事業所	
	30 施設老人ホーム、グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(世帯10人以下)		通常規型	/利用者	/事業所	
	31 施設老人ホーム、グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(世帯10人以下)		通常規型	/利用者	/事業所	
	32 施設老人ホーム、グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(世帯10人以下)		通常規型	/利用者	/事業所	
対象経費(※6)						
助成額						

\*1 事業所施設等について、助成の申請時点で指定等を受けていた者であり、また、各介護サービスを含むが、介護サービスの向方の構造等を防護するための構造等を設けた者。

は、1つの事業所として取扱つ。これは今後、アーティストとしての運営が、より一層、重要な意味を持つことになる。このことは、アーティストとしての運営が、より一層、重要な意味を持つことになる。

※2 具体的には以下の事業所を指す。なお、実際にサービス時間につながったか否かは問わない。

・在宅サービス事業所：在宅サービス利用休止中の利用者に対しても、介護支援専門員と連携した上で、健康扶助、生活ぶりの相談等を行なう。

※「への確認」とは、1回以上電話または訪問を行うとともに、記録を行つてること

※3 調理者につき、16レ・17レは併用不可である。  
※3 調理者につき、16レ・17レは併用不可である。

※4 看護師、居宅管理院長指導を行なう医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、看護士、前科衛生士。

「助力」とは居てしてこそ、誰もが人間の行動を助けるべきである。しかし、人間の行動を助けるべきである。しかし、人間の行動を助けるべきである。しかし、人間の行動を助けるべきである。

مکالمہ احمدیہ

基準単価(単位:円)、1都道府県:指定都市・中核市等)

卷之三

「(1)から(3)の車両生産

※1 用語者は、本規約に付いたては、布施に心を以ての所持人たる者とし、  
※2 用語者は、本規約に付いたては、布施に心を以ての所持人たる者とし、  
※3 用語者は、本規約に付いたては、布施に心を以ての所持人たる者とし、  
※4 用語者は、本規約に付いたては、布施に心を以ての所持人たる者とし、

(4) 都道府県の業務支援事業

厚生労働大臣が必要と認められた。

・(1)から(3)の事業実施及び指導監督等を行うために要する経費

厚生労働大臣が必要と認める額

厚生労働大臣が必要と認める額